

○加須市人権施策推進審議会条例

平成22年3月23日

条例第146号

改正 平成29年2月24日条例第6号

平成31年2月22日条例第1号

(設置)

第1条 本市における人権施策の推進について審議するため、加須市人権施策推進審議会
(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する基本施策の検討及び実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、人権施策の推進について必要なこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(平成31条例1・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

4 審議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くこ

とができる。

(専門部会)

第7条 審議会は、特定の事項を調査研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、審議会の委員の中から会長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会の委員の互選によってこれを定める。

4 専門部会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(平成29条例6・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成29年条例第6号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員(市議会の議員の身分を有していた者(第19条の規定による改正前の加須市都市計画審議会条例第2条第2項の規定により委嘱された者を除く。))を除く。)は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員とみなす。